

ふくしま地域産業6次化イノベーター派遣実施要領

1 目的

イノベーター活用6次化フォローアップ事業実施要綱に基づき、地域産業6次化に取り組む農林漁業者等の支援活動を行う地域産業6次化イノベーター派遣の手続きについては、以下のとおりとする。

2 イノベーターの活動内容

- (1) 地域産業6次化イノベーターは以下の活動を行う。
 - ア 地域産業6次化の実践に必要な専門的知識や技術に関する助言・指導
なお、地域産業6次化イノベーターは、支援内容により以下のとおり区分する。
 - (ア) ビジネスプランナー
地域産業6次化の新たな事業計画の作成や販売戦略の構築を支援するとともに、地域産業6次化の取組みの課題に対する解決方法を提案する。
 - (イ) プロダクトデザイナー
商品のストーリー作りやパッケージ及びネーミングデザイン、POPの作成等、新商品開発や商品改良を支援する。
 - (ウ) セールスアドバイザー
販売戦略に基づく営業戦略の構築と営業テクニックの指導、展示会等での商談や流通バイヤーへの商品提案を支援する。
 - イ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）に基づく総合化事業計画の認定に向けたサポートや認定後のフォローアップ
 - ウ 地域産業6次化に関する普及啓発活動
- (2) 一事業年度における一農林漁業者等に対する支援実施回数は4回までとし、1回当たりの活動時間は3時間以内とする。但し、相談内容が異なり、かつ派遣するイノベーターが変わる場合は、その限りではない。

3 事業実施の手続き

- (1) 地域産業6次化イノベーターの派遣を希望する農林漁業者等は、派遣申請書（様式1）を福島県地方振興局及び農林事務所に設置している「地域産業6次化相談カウンター」（以下「相談カウンター」という。）、又は県がイノベーター活用6次化フォローアップ事業業務委託により設置するふくしま地域産業6次化サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）に派遣希望日の相談カウンター又はサポートセンター3営業日前までに、提出する。
なお、第1回の地域産業6次化イノベーター派遣の後、継続して地域産業6次化イノベーターの派遣を希望する農林漁業者等は、継続派遣申請書（様式2）を派遣希望日のサポートセンター3営業日前までにサポートセンターに提出する。

- (2) 相談カウンターで(1)の派遣申請を受け付けた場合、地方振興局又は農林事務所は申請の内容を確認し、適当と認められる場合は、派遣依頼書(様式3)によりサポートセンターに地域産業6次化イノベーターの派遣を依頼する。
- (3) サポートセンターは、申請の内容を確認し、適当と認める場合は、適切な地域産業6次化イノベーターを選定し、活動依頼書(様式4)により支援活動を依頼する。
- (4) 地域産業6次化イノベーターは、活動終了後20日以内に農林漁業者等への支援活動の結果を活動結果報告書(様式5)により、サポートセンターへ報告する。
また、派遣活動に従事した場合は、活動確認書(様式6)により農林漁業者等の確認を受け、速やかにサポートセンターへ報告するものとする。
- (5) サポートセンターは、農林漁業者等に対する支援活動等の状況について、受付簿(様式7)により整理する。
- (6) サポートセンターは、毎月10日までに前項の受付簿の写し及び相談内容を県及び相談カウンターに提出するものとする。
- (7) 農林漁業者等に対する支援案件が完了した場合、速やかに6次化イノベーターに関する満足度調査(様式8)を行い、6次化イノベーターの評価シート(様式9)を作成し、県に提出するものとする。
- (8) その他、県及び市町村・JA等の関係団体が実施する研修会での講師等を地域産業6次化イノベーターに依頼する場合は、サポートセンターを経由して行うものとする。

4 派遣に要する経費

- (1) 地域産業6次化イノベーター派遣に要する謝金、旅費については、県からサポートセンターに業務委託する委託料により執行する。これ以外の費用が発生する場合は、派遣を受ける農林漁業者等の負担とする。
- (2) 県が負担する地域産業6次化イノベーター謝金は、8,950円/時間とする。
また、サポートセンターが依頼する出張業務については、福島県旅費規程に準じて旅費を支給する。

附則 この要領は、平成26年5月15日から施行する。

附則 この要領は、平成27年4月10日から施行する。

附則 この要領は、平成28年5月20日から施行する。

附則 この要領は、平成29年5月9日から施行する。